

第三十回国会 衆議院 地方行政委員會議録第十九号

昭和三十四年三月六日(金曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君

理事 龜山 孝一君 理事 藤澤 彌三君

理事 渡海 元三郎君 理事 丹羽 喬四郎君

理事 吉田 重延君 理事 阪上 安太郎君

理事 門司 亮君 理事 安井 吉典君

相川 勝六君 飯塚 定輔君

加藤 精三君 津島 文治君

富田 健治君 太田 一夫君

佐野 憲治君 北條 秀一君

出席政府委員

自治政務次官 黒金 泰美君

総理府事務官 (自治庁行政局) 藤井 貞夫君

総理府事務官 (自治庁財政局) 奥野 誠亮君

総理府事務官 (自治庁税務局) 金丸 三郎君

委員外の出席者

総理府事務官 (自治庁税務局) 鎌田 要人君

市町村税課長

三月五日

委員 天野光晴君辞任につき、その補欠として大養健君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員 大養健君辞任につき、その補欠として天野光晴君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

地方税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第一五三号)

地方交付税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一六六号)

地方税法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一七七号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りいたしますが、理事会の申し合せによりまして、地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案の三案につき、来たる九日に参考人より意見を聴取することとし、参考人の人選等につきましては委員長に御一任を願っておきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○鈴木委員長 これより地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案の三案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので順次これを許します。安井吉典君。

○安井委員 昨日、地方財政計画に關連いたしましたいろいろお尋ねいたしておたのでありますが、なお一点

これにつけ加えてお尋ねいたしました。地方税法の問題に入りたいと思つて、地方税法の問題でございますが、それは会計年度の変更の問題でございます。いつか私も、ちよつと問題として出したことがございましたが、国の会計年度の關係で、補助とかあるいは起債等がだいぶずれてくるわけでありまして、そういうことによりまして特に積雪寒冷地帯等におきましては、工事その他の事業が、そういうものにきわめて不適当な時期に行わなければならない、そういうふうな状態に陥りまして、いろいろな不都合を生じておるようなわけでありまして、これに對しまして自治庁でも会計年度の変更の問題につきまして検討をしておるといふふうなお答えを前に聞いておるわけでございますが、その後どういふふうな状態に今あるか、一つお答えをいただきたいと思つておる。

○奥野政府委員 会計年度は、現在の制度が非常に長く続けられて参つておるわけでございますけれども、御指摘のような問題からなお検討を加える必要があるのじやないかという氣持で、三十四年度の予算の編成の際に自治庁から大蔵省側に申し入れをいたしております。しかしながら、なかなか關係するところ、影響するところが大きいのでございまして、なお従前通りになつておるわけでございますが、私どももいたしましては、將來とも検討を続けたいと思つておるわけでございます。

○安井委員 検討、検討というのが

いふ續いてきているわけでありまして、もう少し具体的な面に入つてくるかという期待をいたしておたのが、まだそういうものかという氣がするわけでありまして、その変更が具体的に必要になるにはどういふふうな措置が必要なんですか。

○奥野政府委員 率直に申しまして、私たちの希望は、国の会計年度を翌年にしてもらえないだろうか、地方の会計年度は現在のままでいきたい、こういう氣持でございます。そうしますと、会計年度の改正の問題は、国の会計年度でありますが大蔵省が発議者になつて参らなければなりませんし、そういう意味でまた大蔵省に對しまして自治庁から申し入れを公式に行なつた事情があるわけでございます。

○安井委員 これに對する大蔵省の態度はどういふふうなことなんでしょうか。

○奥野政府委員 大蔵省としましては、問題が全然ないというふうには考へておられないようでありまして、しかしながら、非常に關係するところが広いわけでありまして、単に会計だけの問題ではございませんで、いろいろなところにやはり影響してくると思つておる。国会の予算の編成時期も變つてくるわけでもございまして、なかなか踏み切りがたい、一長一短という問題もあるというふうな考えられておるやうに承つておるわけでありまして。

○安井委員 ただお互いの話し合ひでやりたい、しかしめんどうだ、そういうふうなことではこれはいつまで

たつたつて足踏みのままで前進はないと思つておるわけでありまして、もつと具体的にそういう問題を協議会でも持つて検討をするとか、適当な諮問機関に諮問をいたしまして結論を待つて進めるとか、そういうふうな現実にかつ具体的に進めるといふお考えはないですか。

○奥野政府委員 先年も国会でこの問題が大きく取り上げられまして、大蔵省当局との間の質疑応答も承つておるわけでございます。大蔵省側として、自治庁は積極的な氣持がなくて、むしろ現在のままでもよろしいのではないかという氣持が濃厚なのだろうと思つておるわけでありまして、私たちがしましては、地方の事業の実施状況を見まして、あるいは補助金の決定がおくれているのが常態だというふうなことから、むしろ積極的に改正したいという氣持を持つておるわけでありまして、そこに若干のずれがあるというふうな思ひでございます。なぜ検討ばかりやつておるのか、こういうお氣持、私たちに對しましてはそれが当てはまるのでございまして、国の会計制度を扱つておる者にとつては、やはりどちらかといいますと、現状を積極的に動かす必要というものをそれほど認められていないというふうなこと、このままになつておる、こう思つておるわけでありまして、要するに国の会計年度、地方の会計年度は非常に深いながりを持つておりますので、両方がうまく運営されるように持つていかなければ

らない。そういう意味で私たちとしては、今後もおおこれでもうよろしいのだという気持ちになり切つてしまえないわけでありまして、なおそういう意味で相談を続けていきたい、こう思つておるわけでありまして。

○安井委員 これは事務当局だけの問題ではなしに、政府が責任を持つて問題の解決の方向を見出して押し進めていく問題だといふふうにも考へるわけでありまして。その点事務当局だけではないに、政府としてのお考へはどうなつておられますでしょうか。

○黒金政府委員 この前にも一回同様の御質問がございまして、お答えしたかと思ひます。私の選挙区自体も雪國でありまして、今おつしやるような点の弊害は痛感いたしております。ただこの問題は、御承知かと思つたのであります。国が暦年でやりましたのが明治の初年にごくわずかあつたかと思ひます。その後に入閣係その他いろいろな関係をはらみ合せまして現在の四一三の会計年度になつておる。それが非常に長い間続いております。やはり続いてきたということ自体に一つの存在価値があり、また習熟もございまして、終戦後国の財政制度を立て直します際にも、相当大規模な検討をいたしましたことが実はございまして、利害得失いろいろ考へまして、今も財政局長からお答へ申しましたように、いろいろの方面、特に国会の御審議の関係、予算の編成の関係、あるいはまたおそらくは租税の納付時期の関係、こゝういつた非常に広範にわたりますために、そこまで手をつけなくても今のままでやつていけるんじゃないかというよゝうなことで、その際は見送つたよ

うなことで、その際は見送つたよ

な次第でございまして、一部の市長会なり町村長会なり、そういう地方団体からの強い要望もございまして、従いまして、われわれもいたしましては、今の事務当局の考へただけでなしに、あるいは閣議に問題を提起いたしますなり、あるいは一面におきましては、最近皆様に御審議を——これは委員会が違つたかと思ひますが、願つております地方の会計制度の問題、これは帳簿関係が主でございまして、そういうところでも専門家の意見を十分に徴して、具体的に話を進めるよゝうに持つて参りたいと思ひます。

○安井委員 それでは会計制度の問題につきましては、財政局長からお話がありましたよゝうに、これは自治庁だけの問題でなしに、大蔵省がその氣持に一番先になつてくれなければいけないといふことでもあるわけでございます。単に事務当局だけの問題でなしに、政府といたしまして一つ真剣に検討の方向に持つていつていただきたい、そのよゝうに要望をいたしたいと思ひます。

○佐野委員 関連いたしました。交付税の問題をめぐりまして昨年の八月、九月に普通交付税の配分問題、昨年の暮れにおける予算折衝におきましてこの問題が大きく出ております。ことの二月二日の次官會議においても問題が大蔵省と自治庁の間にいろいろ論議された。昨年の八月の両者覚書がいろいろ問題になつてくる。こゝういふことを耳にいたすわけでありまして、こゝに私たちが聞いておりますところの、自治庁と大蔵省の間にございまして標準税率の府県分八割を九割にする、市町村分七割を八割にする、これを三

十五年度から実現する、あるいはまた実現することのために検討することを約束する、どちらかもしりませんが、そういう申し合せがあるよゝうにも聞いております。たばこ消費税を譲与税化する、これも三十五年度から実現するんだ、あるいはまた三十五年度から実現するよゝうに検討するんだとか伝えられておるわけでありまして、こゝういふ事実があつたのかどうか。この点に対してお尋ねしておきたいと思ふのであります。

○黒金政府委員 ただいまお話の点につきましては、両者間に問題があるといふことは事実でございまして、またわれわれとしましては謙虚に検討すべき問題であるとは考へております。従ひまして、今後そういう問題を中心に交付税が適正な妥當な配分ができませんよゝうに検討をしていこう、こゝういふ覚書はできております。しかし、今お話しございましたよゝうに三十五年にこれを實現するために検討をするといふよゝうなことはございませぬ。

○佐野委員 大蔵委員会における論議をいろいろ速記録を中心として検討してみますと、大蔵省の方では、当然自治庁がそういうことを前提として検討するんだ、だからこそ二月の二日の次官會議から紛糾して二月の二十一日で、小林次官と森永次官との間に折衝が行われて、二十四日の閣議に提出する。それほど紛糾したということに何か隠されているもの、何か未解決の問題があるのではないか。こゝういふのは、遠い将来に大きな問題を残すのではないか。ですから、こゝういふ点に對するどういふよゝうな点があつたのかとい

う点をこの際率直に明らかにしていただきたいと思ひます。

○奥野政府委員 今政務次官からお答へになりました通り、別に隠された問題は何もございませぬ。ただ国家財政に携わつておりますものと、地方財政に携わつておりますものとの間には必然的に考へ方の食い違ひが起つてくるのではないかと、こゝう私は思つております。たとへば地方税の減税を行つた、今の地方財政の状況ではとてもそれだけの穴のあいたものをほつておけない。こゝういふ氣持がございまして、自然国に對しまして地方交付税の税率を引き上げてもらいたい、あるいはたばこ消費税の税率を引き上げてもらいたいといふ注文をいたすわけでありまして、國の側から申しますと、富裕な団体の方には余裕があるではないか、その財源を貧弱団体に回せば解決ができるではないか、財源の調整をもつと積極的にやればいいではないか、こゝういふ氣持が出てくると思つております。また地方自治を考へて参りますと、軽々しく独立の自治団体の固有財源をあつちによつたり、こつちによつたりすること自体に非常な疑問を持つわけでありまして、こゝういふよゝうにどちらかと申しますと、財源だけでも考へていくか、あるいは自治の精神を非常に重要視していくか、そこに基本的な食い違ひが起つてくるというのではないかと思ひます。こゝういふ問題が中心になりまして、大蔵省と自治庁との間に絶えず論争が行われていくのではないかと思つております。別に表面に出ております問題以外に隠れた問題は私どもはないと思ひます。

○佐野委員 しかしながら、明年度における重大な問題になつてくるのではないかと、今年度よりも大きく問題が発展して行くのではないかといふことをおそれるのですが、交付税に對する二つの分類と申しますか、見方があると思ひます。この点に對して特に國と地方公共団体との間の財源調整にいたしまして、垂直的な財源調整の考へ方と水平的な財源調整の考へ方、いわゆる富裕団体と貧弱団体との間に財源を調節する機能を強化しなければならぬ、こゝういふよゝうな考へ方と、國と地方団体との間における均衡を保たなくてはならない、いわゆる言つて参りますならば垂直的な財源調整と申しますか、こゝういつた考へ方がやはりあると思ふのです。こゝういふ二つの考へ方に對して、大蔵省と自治庁との間に根本的な考へ方の違ひがあるのではないかと、こゝういふ問題は、今申しましたよゝうないろいろな表面現象として現われてくるのではないかと、こゝういふ問題に對する大きな食い違ひがあるのではないかと考へるのですが、その点はどうなんですか。

○奥野政府委員 問題を分けて考えれば、御指摘の通りだと思ひます。一つは國の分担しておる事務に見合つた財源、地方の分担しておる事務に見合つた財源、いずれも國民に負担してやらうわけでありまして、その負担してもらへる限度に見合つて一つ國と地方とで分け合つていくかといふ問題。もう一つは、地方団体間においてどういふよゝうに財源を与えていくかといふ二つの問題があると思ひます。こゝう二つの問題について、やはり考へ方の食い違ひが起つてくる。どうしても

どうしても

地方の側から見ると、国の方はゆとりがあるように見えますし、国の側から見ると、地方の方にゆとりがあるように見える。そういう場合に、国の方から金をよこす場合に、国の方では、あえてそうしなくても地方団体の方でやりとりすれば問題は解決するのではないかと、そういうものの方が起りがちだ、こう申し上げておられるのであります。そういう場合に自治の精神というものを重視していく場合には、財源のやりとりをそう軽々しくできるものであろうかという疑問が起ってくるのです。この問題は来年度、さ来年度と絶えず繰り返されていくだろうと思われ、それ以外に繰り越された問題があるわけじゃない。こう申し上げておられるわけではあります。

○佐野委員 最後に、ですからその問題に対する大蔵省と自治庁の大きな見解の相違が出て参つておるといふことも、地方自治の将来に対する大きな問題点が含まれておる。かように私たちが判断されるのですが、その意味から先般次官が言われましたことに対して納得いかないのは、交付税法の第二条七号にいわゆる必要な経費に対する単位費用ですが、これに對しては定義してある。「地方団体が合理的、且つ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、」こういふ場合に規定されておること。もう一つ、同じく同法によりますところのいわゆる第六條の三の二項に「各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合において

第一類第二号 地方行政委員会議録第十九号 昭和三十四年三月六日

は、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六條第一項に定める率の変更を行うものとする。」とありますが、こういうことが行政として正しく実行されておるかどうか。こういう考え方に立って、地方行政のあるべき行政水準という考え方ももつと取り組む必要があるんじゃないか、かようにも考えられますので、自治庁のこれらに対する考え方——次官は非常に割り切つた形でこの間言つておられましたので、今申し上げました問題も、こういう法に基く地方財政計画の策定、それらを中心として減税の問題、地方債の総額の問題、地方のあるべき行政水準がどうなつておるかという点ややはり真剣に検討されなければならぬんじゃないか。それを差しおいて、いわゆる富裕団体と貧弱団体という形での一つのワック内において、だから財政調整の機能を強化しなくちゃならない、こういう大蔵省の見解も出てくるのじゃないかという意味から、自治庁はやはり自治の本旨にかんがみ、あるいは地方交付税法に、法律によつて示されておる順序においても、強い態度も必要じゃないか、かように考えるわけですが、どうですか。

○黒金政府委員 まあ非常に御健闘賜われまして恐縮に存じます。御健闘賜われまして、今おっしゃるような方向で全力をあげておられるわけですが、財源その他いろいろ制約を受けましたために、十二分というところも参りませんが、不満な点がありますけれども、でき上つた今の財政計画というものを考へてみますれば、まあまあこの程度なら、非常に苦しいかもし

は、昭和三十四年度の地方の財政というものは何とかがやつていける。御不満ではございませうが、これで御満足願いたい。こう申し上げておられる次第で、今お話をありますような点につきましては、おそろしく一兩年でそうすぐ解決がつく問題ではないと思ひますけれども、どこまでも今おっしゃるような地方自治の精神を基礎にいたしまして、そして交付税の配分なり、いわばその総ワック、分配方法に今後とも善処して参りたい考えでございます。

○加藤委員 関連いたしました、ちよつと一つだけお願いいたします。私、本日は力の入つた質問をいたしましたのでございしますが、私昔地方行政にいた関係で——今でもおられますけれども、専門に地方行政におりましたときからのことを忘れまいと思つて、若干の学術雑誌をそのつど読んでいたのでございしますが、その学術雑誌を大学の教授以上に指導しておられるのが、本日御列席の行政局長さんや財政局長さんでございします。それで私は、わが国の地方行政、財政の学問的最高峰はこの二人だと思つておるのでございします。ので、きょうの質問はすべてお二人にお答えになつていただきたい。それから、これは自民党内部の関係もございしますが、自民党の中にいろいろ行政、財政についての私と著しく違つた見解を持つておられる委員がおられるのが、昔、ちよつと藤井さんや奥野さんの立場に立つた仕事をしておられた方なんです。その間のことでいろいろあります。おきかへ、そなたに私にここで御意見を承わつて、そうして記録にとどめておきたいのでございします。これは私

自身はずつと地方事務官といひまして、地方にずつとおりまして、地方の実情を見ている。本日御列席の私の前におられるお三人の方は、知事さんやそういうことばかり地方でやつておられたもので、地元を見ておられるというところについては、私の方が見ておられる。そういう面から一つの違つた次元があると思ひます。それで中央的な、いわゆるケンブリッジ・オックスフォード型のような、イーデン、マクミランみたいな秀才型ですか、それからわれわれ現場の側との間の意見の調整をはかることは、また国政上重要なことだと思ひます。(発言する者あり)不規則発言をなさる方も、われわれと現場で長年一緒に市町村長をやつた代議士でございしますので、十分に私の足らぬところを補つていただきたいと思ひます。

そのうら前提のもとにお尋ねするのではありませんが、たとえ山口でしたかどこでしたか、市長が四千万円もの取賄をしたり、町に損害を与えたりして、今度獄中から解散の請求をして解散になつた。たしかなつたのでございします。解散でまた選挙の費用がかかるとか、またリコールのほんとうのものとか、いろいろまたあらためて経費がかかる。そうやつて、非常に貧弱だから、自分の市が財源が乏しいので、財政が苦しいあまり工場誘致しようとか、赤字が出るだろうと思ひます。赤字が出た場合に、それは悪い市長を選んだのだからということの自業自得で、住民はしょうがないということが——この問題なんです。この問題は直接地

地方行政の本義に関係して思ひますが、そういうことで、たとえ私にむすことが五人おるとして、一人のやつは非常に悪い、自分で勝手に酒を飲んだりばくちをしたり女買ひをしたりして、今度は梅毒になつてどうしようもないからそういう者は捨てておけ、こういうことはできないのじゃないか。そういうことにおきまして、そうならぬように地方自治を道義的に締めつけていくのと同時に、いよいよ困つた場合には救済してやるということが必要だろうと思ひます。この点は、この前の発言で若干亀山さんにはめていただいたのでありますけれども、市町村の理事者汚職なんかの最大の原因は、藤井局長があげられたものより以上に、非常に文明が進歩して、金さえあればどんな享樂も榮華もできる。しかしながら、それを充足するほどに国民所得が十分でない。そこにつまり不満足感が起る。そういうふうな市町村、市町村の場合、また市町村の理事者もあわれな人間でございしますから、そういうことがあり得るといふことは、何千人に一人、何万人に一人、何千万人に一人はあり得るといふ時代、ネセサリー・イーブルだと思ひますのでございします。今度のこうしたような意味の、山口市でありますか、今のよう「と呼ぶ者あり」相模原、山口というところ、相模原、山口といふところ、そういうふうな事態が、私は今日の時代思潮、時代風潮から見ても相当あるだろうと思ひます。ことに町村合併前後の混乱時代、事務に不習熟なものも非常に多い。自治大学も

三

三

まだ十分に全国的に吏員を訓練しておらぬ。そうしてまた同時に、全国の府県知事の中において、市町村がどうなるか、その運命について泣くような泣くような名知事が現在非常に少いということをお私に思っておりますが、ある自治指導者の相当な経験家によりまして、全国の総務部長、それを専門にやるべき総務部長すら、市町村自治のほんとうの運命と財政というところについて、泣くほど考えているような誠実な総務部長というものは非常に少いということがあるのであります。これは起債を県に割り当てて、そうしてその起債のワクの中で、県と市町村とが分配しろというようなこともあつたような記憶があります。いろいろそういうふうな心なきわざ、政府御当局のやり方もあつた時代もあると思つて、そういう事実をお私に事務的に精緻な論証はできるわけではないのでありますけれども、あつたやうです。それで、いろいろなこともありましようけれども、私は、何といつても府県が市町村を子供のように教え導くより高い段階にありまして、行政の組織も知識水準もより高いのが普通でありますから、そういうふうな教え導くという何か親子の關係のようなもの、それが日本の地方制度であり、政府が地方団体を導いてどこが悪いのか、これはいろいろ社会党さんからお考えはあろうと思つて、相当地方に指導するの、子を愛しているために親が指導するのでございまして、相対しつづけをつけていのです。日教組が自由教育、自由教育といふことが言つて、しつづけが十分でないことが今日の不良少年を出した理由だと私は考えておるのでござ

いまして、そういう意味において、どうも私はこの自治行政には今日の足らないものがあるのじゃないか。そう思うのでございまして、今のような非常に貧困であるがゆえに工場誘致をしたくて、工場誘致をしようとして不正事件があつて、市町村に膨大な損害をかけた、赤字を出した。そういうような事例は相当あるやうです。また、非常に市町村の事務が悪い、あるいは誠意がないために、非常にたくさん赤字が最近相当全国の市町村に出ている。出てくる場合、そういうものは直接地方交付税の対象にもなりませんし、そういうもののために起債を準備することはないのであります。けれども、これは結局は何らかの財源付与をしなければならぬ。そういう場面にあつた地方団体住民の苦しみというものは、結局救われなければならぬ。それで、これは本論じゃないのでありますけれども、まず第一に、そういうような場合の新しい意味の再建整備法を作るか、あるいはこれの期間の延長をやるか、何かそういうことに対しての心がまえがあるかないか。府県の知事や総務部長がほんとうに市町村といふものを考えて涙を流してくれなければ、本省が涙を流してくる以外にならぬ、ということが一つ。

それからその次に私が申し上げたいのは、こういふことの原因の一つは、私は市町村という自治団体の自治体制が十分ではないのではないかと、この前、門司先生の持論をとりまして、東京大学等にシティー・マネージャーの養成所を作つて、それを一つ学科にしたらどうかといふことまで申したのであります。そこまできかな

くとも、吏員の養成と指導といふことが現在の機構ではどうも少な過ぎると思つて、ございまして、それには人口の少い、そして負担力の総計が少い市町村では何としても十分ではないか。これは非常に物議をかもすことでも、党からもしかられるかもしれぬけれども、私は現在の町村合併の程度でも、まだ強力自治体を構成するのには外部に発表されておるものによりまして、もう十年か十五年は現在の町村合併のままで、これは無理をしないで、そうして自治の建設をやつて、しかる後にこの府県、市町村に対しての再編成のことを考えるべきだといふ御議論が、私は、この今の時代は非常に進んで、ことに市町村の具体について申し上げますれば、どこにも道路が発達し、電燈がともり、ラジオが聞え、テレビが全国の国民の意識を一本にするやうな時代になつて、この狭い地域に自治体をたくさん並立させておくといふことは、どうも私はおかしいのじゃないかと思つて、それで、たとえは東京では、たつた十五分くらい走つて、自治体である東京都の区を三つも四つも五つも通るわけでありまして、こういうやうなことはどうもおかしいのじゃないか。農村に行きましても、一時間走つて、間に自治体を五つも六つも通るといふことは、もう実にたくさんある。こういうふうな態上からも財政力から見ても、あまりに細分し過ぎである。これは思ひ切つて、さらに大きな段階で統合して、そうして現在の地方行政、財政の事務は非常に複雑でございまして、自治法発布十周年記念に

自治庁が出されました、この地方自治行政の目標と、各省別の施設事業等を取り入れましたる地方自治の将来といふものに対しての御展望も拜見しておりますが、昔と違つて、地方団体は相当なサービスをしなれば、こういう時代になつたら住民が不便で困るので、そういうやうなことでございまして、から、もう少し強化してやつていかれる御意思はないかどうか。

さらに、この現在の府県住民という概念は終戦後新しく作つたのでございまして、その府県住民という概念は、それ自体結果においては、先ほどの総務部長さんたちがほんとうに市町村の運命について泣くといふ気持ちが少なくなつたと同じやうに、この府県住民という概念があつたために、府県住民の方に重きを置かずか、市町村住民の方に重きを置かずか、こういう場合の時代になつた。こういうことであるならば、むしろ相当地力な市町村団体を備えて、この完全自治体は市町村だけにして、府県といふものは、国の行政の地方的設備である面が現在非常に多いのだから、簡単にいへば、現在の府庁の建物の三分の二くらいを国の行政の地方的設備として道州出張所等にしまして、そうして全国を五つか六つくらいの道州に区画いたしました、そこに相当権限を与えた国の総合官庁を作ることが急務じゃないか。そうして国家公務員の九割が出先機関に現任している以上、これは膨大な経費の重複、むだがあると思つて、これを思ひ切つて節約することによりまして、市町村行政の内容を強化することが必要じゃないか。現在そのまま兵庫県と岡山県と鳥取県と統合して何になるかとい

うことを考えるのでございまして。本員がかねて皆様の御耳に通しておりますところの道州制論、それから古井先生の道州合併論の利害得失、可否についての御意見の一端でもお漏らしただきましますことは大へんありがたいことだと思つて、ございまして、どうも、府県といふものは明治の初年に作つたもので、これは特別大事なものだといふやうな天賦人権論的な考え方、これを住民の便益という行政事務、坂間先生の切り変えるべき時期にきたのじゃないかといふことを強く感ずるものでございまして、これに対する特に藤井局長の御意見を承わりたいと思つて、

それから地方自治に対して——黒金政務次官はあまり私が愚論をはくのでお困りやうであります、しばらくの間ごしんぼうをお願いいたしたいのでございまして、どうもわが国の古来の意味の自治がなかつたといふことをいふ学者も多いのでございまして、社会党の自治政策によれば、それだけでもないやうでございまして、そこに私は門司さんや北山さんの英知を見出すのでございまして、私はどうも道徳面というか、そういう面が稀薄になるやうに思つて、ございまして、そこで、この前地方行政委員会の審議時間が長くなつて夕方になつて、理事さんたちに発言を中止させまして、尽しませんでしたので、きよりの機会に一言申し上げますが、わが国の市町村の現段階には公民館といふものがある。これはスイスの山の中の地帯とか、そういうところにも、民衆の家とか村の家とかいふものが相当あるらしいのですが、そのほか

には全世界に類例のない公民館といふ一つの制度があり、それが市町村の一つの特色の間、そうしてあらゆる社会教育団体等の連絡場所というキヤッチ・フレーズで宣伝されて、それがたまたまが国民性に非常に深く合致したもので、それが今おそろしい勢いで発達している段階でございす。昨日参議院を通過いたしました社会教育法の一部改正案は、さらにこれに強力な支持を与え、特に起債のワグについても若干は伸ばしてやろうという財政局長の非常に深い御理解、また公民館を指導し、社会教育団体を指導する社会教育主事の必置制につきましては、この地方行政委員会の理事さんたちが特に御理解を持って自治庁にも話して下さったという、非常な感激のものと進展しているのをごさいます。この公民館の日本的な性格、そして地方行政的な性格、地方自治的な性格といふものは、非常に多くの道徳的要素を含んでおり、部落経営、町内経営をこれによってやるという一つの目標を慣習法的に持つことになった現状にかんがみまして、この公民館には、部落の各戸の台帳とかいうようなものも自治的に備えているわけでありまして、協議費に對しましての出納簿とか、そういうようなものをすべて備えておるわけでありす。それに、この地域とできるだけ巡回した町村合併後の措置として、例の巡回指導のほかに強く押しおる連絡員制度の事務所をそれに並行して置くということによりまして、公民館長、公民館主事、部落、町内連絡員と、地方自治法上の地方団体公務員であるところの連絡員事務所、その職員、それと並行してやるのが非常

に大きな下部行政機構としての得策ではないか。この点につきまして指導的な姿勢を自治庁と文部省とが協力しておとりいただくことになることは、ことに町村合併後の下部行政機構につきましては、非常に慎重で控え目過ぎると思われぬ鈴木俊一さんがこの自治庁のいろいろな統制をしておられた時分に、少し控え目過ぎると思つておりましたが、その欠陥を非常に補うことになるのではないかと、さういふようなことを強く感ずるのでございす。その点につきまして藤井局長の御意見を承りたいのであります。

それからその次に、以上のような点、現在の地方自治というものは悪貨が良貨を駆逐しておる面がないでもありませんので、それが市の理事者の汚職その他非常な混乱に對して断わる。市の理事者はその議員に對して断わる。市に勇気を知らぬ。国会議員もさういふ傾向が少しあつて、私は国家のために非常に憂えておるのでありますが、さういふ断わるという勇気は現代における倫理の最大のものじゃないかと思つて、遺憾ながら、さういふ面から見まして、遺憾ながら、さういふ面から放漫さ、不器用さ、赤字等があらます場合に、この地方財政計画、それから起債の計画等ではまだ不十分なものからいへばせぬか。さういふ場合に必要なのは必要なんでありすから、後年に残せばその赤字はもつと悪性な高い利率によつて支弁していかなければなりませんので、さういふ残酷なことはさしておられませんか。御承知のごとく農協から高利で借りたり、高利貸しから高利で借りたりするということはい

に大きき下部行政機構としての得策ではないか。この点につきまして指導的な姿勢を自治庁と文部省とが協力しておとりいただくことになることは、ことに町村合併後の下部行政機構につきましては、非常に慎重で控え目過ぎると思われぬ鈴木俊一さんがこの自治庁のいろいろな統制をしておられた時分に、少し控え目過ぎると思つておりましたが、その欠陥を非常に補うことになるのではないかと、さういふようなことを強く感ずるのでございす。その点につきまして藤井局長の御意見を承りたいのであります。

におりまして、吏員に月給が払えないときのその悲しさは、まことに市役所全体が暗くなる。婦人会の人たちが、月給が払えないので、お金の毒です、ね、何とかわれわれお力添えをしたいと思います。さういふことを言つてきたことも覚えておられます。私は市長在任中のこのことから考へて、理事者の不正事件には身をつまされる。私刑務所にも入りませんので、ここにおります市長出身の相当数の委員とともに、汚職の経験がない。しかしながら、その危険は私たちは非常に経験してきていて、さういふことにも思ひやられまして、この安し金を、高利貸しその他不当に高い一時資金等を借りないで済むように、あるいは長期の金を借り得るように、公募債の自由というものをもう少し広く大蔵省と御折衝になる気持はないか。これにつきましては何より大事な質問の一つといたしまして、財政局長さんの誠意のある御答弁をお願いしたいと思つておられます。非常に多岐にわたりましたが、どうぞ私の誠意をお信じ下さいまして、売名の質問ではございせん。それをお含みの上、どうぞ適當なる御回答と御支持をいただきたいと考へておられます。

藤井政府委員 非常に熱意のある地方自治を愛するお気持ちからの御発言で傾聴いたしました次第でございす。加藤委員の考へておられます理想的な地方行政組織の構想といふものは、そんなことをいいたしむるに、上級の団体とどちらかといへば、いわゆる道州、これはたかをいいたしむるに、上級の団体とどちらかといへば、いわゆる道州、これはたかをいいたしむるに、上級の団体と

この市町村も現在の特に町村の規模では十分ではない。さらにもう少し規模の拡大された、行財政能力を強化された町村といふものを想定をしていきたい。しかしながら、ここでは地域的に必要な地方的な問題は大部分が処理をされていくような方向に持つていく、そのほうがよいのではないかと。しかし、そのように広域化された市町村におきましては、おのずから住民の痛いところ、かゆいところ、手の届くような行政といふものはなかなか不可能にもなるし、いわゆる住民自治の理想といふものも生かせないうらみもあるもので、それに適応させるための制度といたしまして、公民館主体のいわゆる市町村末端の行政組織といふようなものを考へていくことによつて、理想的な地方行政構造といふのが生まれてくるのではないかと。大体的な構想じゃないかというふうな承り方でありす。傾聴すべき御意見であるといふふうな承り方だったのであります。順次お触れになりました点について、私の考へを申し述べたいと思ひます。

第一は、府県と市町村との関係でございます。これはお話にもございす。たよりに、戦後府県と市町村との関係といふものが非常に水くさくなつたといふことは、これは否定のできない事実ではないかと思ひます。もちろん制度の改正によりまして、旧制度下におきますように、府県といふものは市町村に對して封建的な監督の態度をもつて臨むといふことは、これは好ましいことではもちろんございせん。戦後の地方自治制度の改正も、これを主眼として大きく転回をしたわけ

ありす。このこと、この制度の現われが、府県と市町村といふものをいわゆる完全地方公共団体として規定をいたしたのであります。上級下級、広域狭域といふような差はございすけれども、同じく地方公共団体として、府県と市町村とは同資格であるといふことが制度の根本となつておつたのであります。そのことが、いろいろ戦後に行われました自由主義的な民主主義的な社会風潮といふものを背景といたしまして、ここに特記すべき傾向が出て参つたといふふうな承知をいたして参つたのであります。すなわち、市町村の側から言ひますと、従来の重苦しくおおいかぶさつておつた府県の圧力といふものはねのけられて、自由に羽を伸ばせるようになった。さういふような立場から、府県に對して地方団体としては同格なのだ、従来のような建前ではないけないのだといふようなことで、非常にその独立自主性といふものを府県に對して主張するといふようなことが出て参つたのであります。ことにさういふような面から府県と市町村との間にいろいろ意見の対立といふものが、必要以上に出て参つた。一方府県の立場から申しますと、市町村がさういふような態度でくるならば、われわれもさういふことに対応した態度をとらざるを得ない。従来のように市町村のめんどろといふものをほんとうに親身になつて見ていくといふような態度がだんだんと薄くなつてきた。さういふような情勢の際に、いろいろ毎年々々生起まして参ります財政の問題等におきまして、府県と市町村との間にいわゆる

第一は、府県と市町村との関係でございます。これはお話にもございす。たよりに、戦後府県と市町村との関係といふものが非常に水くさくなつたといふことは、これは否定のできない事実ではないかと思ひます。もちろん制度の改正によりまして、旧制度下におきますように、府県といふものは市町村に對して封建的な監督の態度をもつて臨むといふことは、これは好ましいことではもちろんございせん。戦後の地方自治制度の改正も、これを主眼として大きく転回をしたわけ

ありす。このこと、この制度の現われが、府県と市町村といふものをいわゆる完全地方公共団体として規定をいたしたのであります。上級下級、広域狭域といふような差はございすけれども、同じく地方公共団体として、府県と市町村とは同資格であるといふことが制度の根本となつておつたのであります。そのことが、いろいろ戦後に行われました自由主義的な民主主義的な社会風潮といふものを背景といたしまして、ここに特記すべき傾向が出て参つたといふふうな承知をいたして参つたのであります。すなわち、市町村の側から言ひますと、従来の重苦しくおおいかぶさつておつた府県の圧力といふものはねのけられて、自由に羽を伸ばせるようになった。さういふような立場から、府県に對して地方団体としては同格なのだ、従来のような建前ではないけないのだといふようなことで、非常にその独立自主性といふものを府県に對して主張するといふようなことが出て参つたのであります。ことにさういふような面から府県と市町村との間にいろいろ意見の対立といふものが、必要以上に出て参つた。一方府県の立場から申しますと、市町村がさういふような態度でくるならば、われわれもさういふことに対応した態度をとらざるを得ない。従来のように市町村のめんどろといふものをほんとうに親身になつて見ていくといふような態度がだんだんと薄くなつてきた。さういふような情勢の際に、いろいろ毎年々々生起まして参ります財政の問題等におきまして、府県と市町村との間にいわゆる

ありす。このこと、この制度の現われが、府県と市町村といふものをいわゆる完全地方公共団体として規定をいたしたのであります。上級下級、広域狭域といふような差はございすけれども、同じく地方公共団体として、府県と市町村とは同資格であるといふことが制度の根本となつておつたのであります。そのことが、いろいろ戦後に行われました自由主義的な民主主義的な社会風潮といふものを背景といたしまして、ここに特記すべき傾向が出て参つたといふふうな承知をいたして参つたのであります。すなわち、市町村の側から言ひますと、従来の重苦しくおおいかぶさつておつた府県の圧力といふものはねのけられて、自由に羽を伸ばせるようになった。さういふような立場から、府県に對して地方団体としては同格なのだ、従来のような建前ではないけないのだといふようなことで、非常にその独立自主性といふものを府県に對して主張するといふようなことが出て参つたのであります。ことにさういふような面から府県と市町村との間にいろいろ意見の対立といふものが、必要以上に出て参つた。一方府県の立場から申しますと、市町村がさういふような態度でくるならば、われわれもさういふことに対応した態度をとらざるを得ない。従来のように市町村のめんどろといふものをほんとうに親身になつて見ていくといふような態度がだんだんと薄くなつてきた。さういふような情勢の際に、いろいろ毎年々々生起まして参ります財政の問題等におきまして、府県と市町村との間にいわゆる

くない現象等が起つて参りました、それらを通じて、ますます府県と市町村との間に何か感情的にも非常に冷たい傾向が出て参つたのではないかと、いろいろに思ひます。それと、府県といたしまして、府県自体において行わなければならぬ仕事は非常にふえて参りましたために、市町村のこともでなかなかめんどろが見切れないというふうな、必要やむを得ざる現実の情勢もあつたことはあつたのでございませうけれども、いづれにいたしまして、府県と市町村の従来のいい面というものが失われてきた。これが地方行政というものをあたたかいいものにして、また非常に有効適切な能率のあるものとして総合的に運営する方途というものを見出すについて、きわめて困難な事態を現出せしめておるのではないかと、いろいろ感じたいと思います。事実、県の市町村に対する指導態勢というものを、見てみましても、その点はどうもしつくりいっておらないようであります。先刻もお話がございましたが、最近のところでは、府県の知事が管下の市町村の仕事のことについて、具体的に申せば起債の問題にしまして、あるいは交付税のことについて、あるいは、府県自体のことは非常に一生懸命にならねばならず、知事の立場において市町村のことをいろいろめんどろを見て、自治庁あたりに熱心にやるといふような方は非常に数が少いというふうな状況になつてきておることも事実であります。しかしながら、この点は、府県自治と市町村自治というものの体系的な立場というものを非常に強調し過ぎた結果でありまして、そのことによつて従来の伝統のない面がこわさ

れてきた結果となつて出てきておると思ふのであります。こういふ關係は、これは望ましいことではございませぬ。この点は、もう少し府県と市町村との間に血を通わせていって、相ともに同じ区域をその行政の対象とし、同じ住民をその対象としてやつて参ります。行政には違ひないわけでありまして、その点お互いの立場をよく認識をいたしまして、府県と市町村との間にもつと緊密な、しかも手を取り合つて地域行政の伸展に挺進していく、そういうお互いに血のふれ合つた、情味のこもつた行政というものが行われて参りますことが必要なのではないかということをお私としては痛感いたしておるのであります。府県につきましては、先般の地方自治法の改正においてお述べになつたような性格に、だんだんと法的な取扱ひとしての整備を見つづけるのであります。すなわち、府県と市町村とはともに自治団体であるけれども、おのずからそこに性格が異なり、機能についても異なるものがあるというところで、府県については御承知のように、広域の行政、統一処理を要する行政、さらに市町村間の連絡調整の事務、それに市町村のやれない仕事を、やつていく、いわゆる補完行政事務、これを主体にすべきものとして規定をいたしておるのであります。これは法の建前だけでなく、現実の面をいたしまして、もうそういう方向にだんだんと進めて、施策の面からもそういう方向に重点を置いてやることにいたしまして、府県と市町村との制度的な面における改善措置はかかつていけるのではないかと、いろいろ感じたいおる次第でございます。

次に、町村の再合併問題の点でございしますが、この点については、いろいろ議論のあることも私は承知をいたしております。また新しく生まれましてした町村の規模がこれで十分なものであるというふうには考えておりません。もう少し徹底した町村合併の仕方があつたのではないかと、また今後考えらるべきでないかというふうな議論も一考に値する問題であると思ふのでございしますが、今回始めました町村合併というものは、一応方針を立てて、いわゆる弱小町村の解消を目標といたしまして、標準的には人口八千というのを目安として進められて参つたのであります。御承知のように、国の計画に對しまして、御承知の通り、突破する一〇四〇という進捗率を見ておるのであります。この間、關係の市町村等におきましてはいろいろ問題が多々、紛争を惹起した面も数多くあつたわけでございますが、大体全国的にも町村合併の問題は終止符を打つ段階になつてきております。この段階において、また再合併ということをお打ち出しますことは、せつかく落ちついて新市町村建設に精進いたしておるべきでございまして、私たちがしましては、こころばらばはやはりできません。新市町村を、腰を落ちつけてじっくり建設していくという方向に重点を置いていくべきではないだろうかという考え方を持っております。ただ一つの考え方といたしまして、最下部団体である市町村の規模なり組織なりというものを、もう少し能力のある——具体的に申せば高等学校は維持できる、あるいは

は保健所は経営できる、社会福祉事務所は十分にやつていける。少くともその程度のものにすべきではないかという点は、これは一つの考え方として十分首肯するに値することであらうと思ひます。しかし、当面の問題といたしましては、やはりでき上つた現在の新市町村というものの健全なる育成発展に努力すべきじゃないかと考えておる次第でございます。第三に、府県の再編成の問題でございしますが、この点につきましては、加藤委員もいろいろ非常に貴重な御見解を持つておられることは承知いたしております。また地方制度調査会におきまして、一応この改革の方向といたしまして地方制というものを打ち出しておることも先刻御承知の通りでございます。だんだんそういう方向に持つていくべき社会経済上の必要はあると思ひます。しかしながら、この点につきましては、いずれも高度の政治的配慮というものを加味しなければならぬ問題でもございしますので、政府といたしましては、いまだ本問題に對する最終的な態度を決定いたしたかねておる状況でございます。しかしながら、いづれにいたしまして、方向といたしましては府県の再編成というところは時期の問題ではあるまいか。かように考えておるのであります。その場合において、私自身としていまだその再編成の方向としてどのようなものが最善であるかということにつきましても、ここで言明する限りではございせんが、地方制度調査会において打ち出されております容申の方向というものが、やはり一つの有力なる見解で

はあるまいか、かように思つておる次第でございます。最後に、公民館の問題でございしますが、この点の一部は市町村におきまして公民館の経営をきわめてうまくやつておるところがございまして、しかも、その公民館を場といたしまして、それに他面、いわゆる部落会的、町内会的な性格を持たせて、総合行政的な妙味を発揮しておるところもあるように聞いておるのであります。これらの点につきましては、私自身ももう少し実情等もよく見まして、いろいろ研究をいたしたいと思つております。なるほど、公民館という施設もあることとございまして、それが社会教育の場所でもあり、また肩の張つた集合の場所ではなくして、いろいろレクリエーションあるいは修養の場所としてそこに自然に人々が集まつてくる。それを拠点といたしまして、末端行政組織としての性格をあわせ加味させていくというところによつて、きわめて効果のある行政ができるというところは、なるほど一つ見方であり、また考へての立て方であると思つておるべきであります。ただそれを制度的に、画一的に取り上げていくということになりまして、その点、部落会、町内会というものが廃止された経緯等もございまして、これに對する取扱ひというか、もう少し慎重に事を考へていただきたい。それと同時に、公民館自体が社会教育法に基づきまして施設でございまして、そういうふうな点で、そういう社会教育の場所を行政的な性格とマッチせしめることは果してどういふことであらうか。しかも、それを法律等によつて制度的に画一するものか、あるいはどういふものであらうか



上げております通りに、内容についていろいろ御議論はございましてよろしくけれども、おおむね実現を見ておる、このように考えております。

○安井委員 しかしながら、今までの大蔵省側と自民党側と、あるいはまた税制についてのいろいろな懇談会や協議会、あるいは自由民主党内部におきましても、地方税の減税をどうするかというの、結局一体公約をどうやって果すか、それを中心にしての論議なり論争なりじゃなかつたのですか。

○黒金政府委員 先ほども申し上げました通り、公約を実現はいたしてあります。地方税におきましても、固定資産税の軽減合理化は行なつておりますし、また事業税につきましても、所得二十万以下のものを免税にする。これは今度の法案に出しておりますし、中小法人に対する法人事業税の軽減も今度いたしております。同時に家畜税、ミシン税等零細な法定外普通税を廃止する、廃止という言葉は少し不適当だと思つて、法定外の普通税はそのようにお願ひをする。かようなことではないとお願ひするので、私どももいたしましては、調査会の段階その他におきましていろいろと議論はございまして、議論はございまして、また議論があることが当然期待もされまじ、あつてしかるべきだと思つておりますけれども、この公約自体につきましても、今度の法案とお照らし合せ願ひまして、大体実現はできておるんじやないか、こんなふうに考えております。

税百八十億、法定外普通税十億、こういうふうな説明書の内容につきましても、これはあくまでも実現されてないと言わざるを得ないわけでありまして、ことに地方財政は政府だけで上げたり下げたりするといふ筋合いのものでも現にないわけでありまして、あとで時間があれば事業税の問題にも触れるはずであります。たとえば事業税にいたしまして、今度の法の改正の中で標準率は下げたといふふうに規定はいたされるわけでありまして、しかしながら、これは果して実質的な減税になるかどうかといふことにもなるわけでありまして、標準率以上とつておる府県も現にないわけでありまして、また法律が変更されても、それまで下げなくてもいいことになるわけでありまして、地方財政といふものはそういうものだらうと思つて、初期の公約の際におきまして、地方財政に対する理解なり関心なり、そういったようなものが十分に自民党におありにならなかつたといふことだけは確かかなことだらうと思つておるわけでありまして、ところで、地方税制あるいは国税にいたしましては同様なことで、あくまで安定的なものでなければならぬと思つておる。将来への見通しを持つた税制といふものが当然打ち立てられなければならないわけでありまして、来年はどうか、再来年はどうか、三年はどうか、再々年はどうか、というふうな目安の上に地方公共団体は予算を組み、この仕事はことしはできなくても来年はやるんだ、そのための財源はどうだ、そういう見通しも持たせるということ、これが国の地方財政に対する考え方なければならぬと思つておる。ところが、今度の地方税法の

改正におきましては、一体来年はどうか、その次はどうか、なるんだといふ見通しすらもできてないという面がたくさんあります。たとえば今度の住民税の改正にいたしまして、今度の改正案では出ておりませんが、昭和十五年年度においては大幅な減取措置といふものがとられるに違いないといふことは、これはわかり切つておると思つておる。あるいはまた固定資産税の制限税率の引き下げの問題にいたしましても、昭和三十四年度に対する対策はあります。しかしながら、その後の昭和三十五年度以降は一体どうなるんか、そういう見通しすらも全くないわけでありまして、だから、こういうところからいいたしまして、公約という問題を中心にいいたしましてその場のがれの措置だけが今回の改正においてとられておるだけ、その場さののがれたらあとは何かなるだらう、こういうことではないかと思つておる。これじゃ困ると思つておる。この点についてどうですか。

○黒金政府委員 ただいま御指摘の点、三十五年から住民税が下る、これは一応予定をいたしております。同時に、これに對します補てんの措置を検討していろいろと審議をして参りました。今度の法案までに間に合いませんでしたので、そこで留保してあるわけでございますが、しかし、われわれもいたしましては、この上ともに、たとえば消費税の引き上げといふようなことでもいたしまして、そして地方財政に御迷惑のかからないようにして参りたい。また御指摘のありました固定資産税の制限税率の引き下げといふものにつきましても、非常に急いでおりましたために、今年是非常に中途半端といたしまして、起債でまかなつて、あと元利補給するといつたような方法しか講じられておりませんけれども、これにつきましても、その後にもつと突つ込んで参りたい。このようにして対策を講じて参りたい。このようにして参りたい。

○安井委員 そういふふうに思つたというより、今度の地方財政はどうか、その後の地方財政はどうか、というふうな不安に、地方公団の改正措置の中から現われておる、具体的な問題はさらに出てきた際にそのつどまたお尋ねしていきたいと思つておるわけでありまして、この間佐野委員が質問のときに言われましたように、減税の問題は地方財政への全体的な考慮から出發する。そういうところから零細負担の排除や負担の均衡、そういうようなものを第一義として税制改正に對処すべきであるわけでありまして、それがあつたとき反對になつておるから、今のようになつて現実に現われてしまつておるわけでありまして、これはもちろぬ自民党にしても、地方財政のわからない人ばかりいるわけじゃなしに、大へん心配されておる若干の良心的な人がいることも私知つておりますし、あるいはまた事務当局も大へん苦勞しておるのもよくわかるのでありますけれども、それだけに、今日の政府や与党の無理解な態度には強く警告をしておかなければいかぬ、かように思つておるわけでありまして、次に固定資産税の問題につきまして

若干お尋ねをいたしたいわけでありまして、社会党は、固定資産税につきましては、地方交付税率を現行の二七・五％から三〇％に引き上げるといふことを前提にいたしまして地方税制全体の問題を考えたわけでありまして、固定資産税につきましては、まず第一の問題は、課税の基礎である対象価格の評価を公正に行つたことだ、それから零細負担の排除のための免税点の引き上げ措置、その上に立つて制限税率を百分の二ぐらゐまで引き下げる。このような主張をしてきておるわけでありまして、ところが、今度政府が出されておる地方税法案におきましては、単に表面的な免税点と、それから制限税率の問題とだけを取り上げておられるわけでありまして、免税点の方はとにかくいたしまして、制限税率を百分の二・五から百分の二・一まで引き下げて、いわゆる超過課税を少くしようといふところにねらひがある今度の考え方におきまして、幾つかの根本的な誤まりが犯されておるような気がいたします。









そこで固定資産税の問題も、一応時  
間もだいぶ過ぎて参りましたので縮  
めくりたいと思つたわけでございます  
が、ただ私、はなはだ不満に思います  
点は、今度固定資産税をどういふよう  
な形でいじられたわけでございますけ  
れども、最も重要な根本的問題を政  
府がお忘れになつておるのではないか  
と思つたわけです。今度の場合に、表面  
的に現われた標準率のオーパーが  
どうだこうだといふことを言われてお  
りますが、しかし、固定資産税になぜ  
超過課税が現実的に市町村において行  
われているか、しかもきつめて高い超過  
課税が行われているか、そういうもの  
に対する本質的な説明というものがな  
されていぬと思つたのです。そのため  
の対策を積極的に講じようという御意  
思がどうも見当らないような気がする  
わけでありまして、超過課税がどうし  
て多いのか、行われなければいけない  
のか、その原因の探究でありますとか  
対策といふものを、真剣にお考えに  
なつたことがありましようか。

○黒金政府委員 それを固定資産税の  
中に限つて申しますれば、先ほど来御  
指摘の評價の問題だと思つたのでござ  
います。おくれおつて恐縮だとは申し上  
げましたが、今後これも三年間ぐら  
いの間に、大体においてどういふ地方の農  
業中心の地帯は貧弱地帯でございます。  
従いまして、どういふ地帯に對してどう  
いふ財源をもつてしたらいいのかとい  
うような問題、あるいはどういふ地方  
に對してどういふ計数をつけていつて  
交付税その他を見ていつたらいいか、  
どういふいろいろな問題につきまし  
ても、今までもいろいろと検討はいたし

ておりましたが、今後も国と地方全体  
を通じて、この点をよく検討し  
て、早い機会に根本的な解決策を見出  
したい。調査会その他も設けて、  
そうして真剣に取り組んで参りたい決  
心でございます。

○安井委員 これは、今の標準率オー  
パーの団体は全国で約一千市町村です  
が、三七・五割ぐらゐの数字がこの  
資料の中にも出ておりますが、青森  
県、山形県、新潟県、福井県、長野  
県、島根県、長崎県、熊本県、それか  
らその他は全部北海道、北海道は特に  
二百二十九市町村のうち九八・三割の  
市町村が超過課税のようであります。  
札幌市、室蘭市以外は全部超過課税だ。  
こういうふうな姿のようであります。が、  
昨年北海道の国政調査が行われまし  
て、その報告がこの委員会でもありま  
した。この超過課税の問題に對しての  
対策がきつめて重要だといふことを、  
私、お話しも申し上げていたと思つた  
のであります。特に、北海道におきま  
しては市町村の税収が全体の歳出総  
額に對して四二・五割、全国は平均して  
四五・四割で、北海道は猛烈な超過課税  
をしておきながら税収が三割も全国  
の平均よりも低いといふような姿もあ  
るようであります。これは北海道だけ  
ではなしに、今政務次官がおつしやつ  
たように各未開拓地域、行政水準の低  
い後進地域あるいは積雪寒冷地域等の  
特徴だと思つて、ですから、その後  
進性から一定の水準まで背伸びをする  
ための投資的な経費の比率が大きいと  
か、あるいは雪寒地帯のために諸経費  
が割高になるとか、そういうようなも  
のに對する積極的な対策が、固定資産税  
の問題をあれこれ以前になければ

いけない。少くともそれに関連してな  
ければいけないといふふうな考えです。  
それについての御検討、しかもそれも  
御検討という言葉だけであつてはいか  
ぬわけでありまして、一つ真剣にお考  
えをいただかなければならぬと思つ  
たわけでありまして、ですから地方交付税  
の中でも十分に配慮をする、こういう  
面は若干今度の法改正を拜見いたして  
おりますとなされていふようござい  
ますが、その上に開発事業に對する  
ところの地元の負担、そういうものが非  
常に地方財政に對するマイナスの要素  
になつてきていふといふふうな事情も  
ございまして、地方財政と開発との  
関連といふような問題につきましても、  
大きな検討問題であらうと思つた。  
そういうような点につきまして一つ十  
分な御考慮をお願いしたいと思つ  
たわけでありまして、

それで時間がおそくなりましたので、  
財政の問題につきましては一応こ  
こで打ち切りまして、昨日臨時職員  
の問題につきましての質問を申し上げ、  
これは中井さんからも御発言があつた  
問題であります。中井さんお見えに  
なつておられますけれども、この問題  
につきまして若干お尋ねをいたしたい  
と思つた。定数外職員につきま  
しては、職務内容は定数内と全く変らな  
いにもかかわらず、あるいはまた定数内  
の職員よりもむしろよいに働かされ  
ているにもかかわらず、給与水準は低  
いし、身分保障は全くないし、労働条  
件は劣悪で、しかもそういう人々  
がずいぶん長い間そのままの姿で放置  
をされておる。こういうふうな事情が  
あるわけでございますが、今度政府は  
地方財政計画の中で、三十三年度の二

〇繰り入れの措置に引き続きまし  
て、七割だけさらさら繰り入れよう、こ  
ういふような対策を打ち出しておられ  
るわけでありまして、これではもちろ  
ん不十分でございますけれども、とりあ  
えずこの問題を各公共団体に對しまし  
てどういふふうに進めていかれるお見  
込みか、その点一つ……。

○藤井(貞)政府委員 定数外職員の定  
数化の問題につきましては、お手元に  
御配布を申し上げておきます資料の一  
番おしまいに三つの資料がございま  
す。その一番おしまいの昭和三十一年  
八月に自治庁次長名をもつて各県知事  
あてに通知を出してございまして、今  
指導を加えておるのであります。そ  
すなわちその職務内容等において定数  
内職員と実質上変わらないといふよう  
なものについてはこれをできるだけ定数  
化し、待遇についても改善を加えても  
らいたい。それと同時に安易な再雇用  
といふようなことか、また定数外職  
員の増加をはかるといふようなことは  
戒めてもらいたい、こういう方針を  
おつたのであります。そこへもつて参  
りまして三十三年度の措置をいたしま  
して、国では当初政府の案では約二割  
の定数内繰り入れの措置を講じたいと  
いうことで、関係法律並びに財源の所  
要措置を行いたいといふ方針がござい  
まして、所要の手續が進められてお  
つたのであります。これに基づきまして  
自治庁といはしまして、やはり国が

それでは時間がおそくなりましたので、  
財政の問題につきましては一応こ  
こで打ち切りまして、昨日臨時職員  
の問題につきましての質問を申し上げ、  
これは中井さんからも御発言があつた  
問題であります。中井さんお見えに  
なつておられますけれども、この問題  
につきまして若干お尋ねをいたしたい  
と思つた。定数外職員につきま  
しては、職務内容は定数内と全く変らな  
いにもかかわらず、あるいはまた定数内  
の職員よりもむしろよいに働かされ  
ているにもかかわらず、給与水準は低  
いし、身分保障は全くないし、労働条  
件は劣悪で、しかもそういう人々  
がずいぶん長い間そのままの姿で放置  
をされておる。こういうふうな事情が  
あるわけでございますが、今度政府は  
地方財政計画の中で、三十三年度の二

そういふふうにはつきり二割定数繰  
り入れといふ方針をきめた限りにおい  
ては、今までの一般方針といふものに  
もマッチすることでもございまして、  
さらに国の施策と並行して強力にこれ  
を推進する必要があるのではないかと  
いうことで、三十三年の三月七日に  
この旨の通達をいたしたのでございま  
す。ところが、その後国会審議の過程  
におきまして、修正がなされて、  
繰り入れ率といふものの二割をさらに引  
き上げて、二割七分という措置がと  
られることに相なつたのであります。  
当時すでに財政計画といふものは決定  
をいたしてしまつておつた状況でござ  
いますし、それから七割自体に要する  
所要財源といふものも決して少くは  
ございせんが、しかし全体の計画をも  
り一度決定を直す、変更するといふ  
ほどの必要性もないのではないかと  
いふことでもございまして、ただ行政局の  
方針といはしましては、国において二  
割七分といふことをやります際に、こ  
ちらといたしましてはやはり二割七  
分、同様の行政指導をすることが必要で  
あるといふことを考えまして、部内  
においても意見の調整をはかりました結  
果、その後地方財政の運営について  
という通達を五月八日に出した際  
には、七分の繰り入れ率の引き上げとい  
うことは、すでに方針として確定をいた  
しておつたことでもございまして、こ  
の点について注意を喚起いたします。  
ために、財政運営の通達の中にその旨  
を繰り込んだのでございます。そうし  
ては、随時人事課長会議あるいは地方  
課長会議等の席上におきまして、この  
点をはつきり指示をいたしまして、二

〇繰り入れの措置に引き続きまし  
て、七割だけさらさら繰り入れよう、こ  
ういふような対策を打ち出しておられ  
るわけでありまして、これではもちろ  
ん不十分でございますけれども、とりあ  
えずこの問題を各公共団体に對しまし  
てどういふふうに進めていかれるお見  
込みか、その点一つ……。

〇繰り入れの措置に引き続きまし  
て、七割だけさらさら繰り入れよう、こ  
ういふような対策を打ち出しておられ  
るわけでありまして、これではもちろ  
ん不十分でございますけれども、とりあ  
えずこの問題を各公共団体に對しまし  
てどういふふうに進めていかれるお見  
込みか、その点一つ……。

割七分の線で一割繰り入れの実現について努力してもらいたい、このようにはつきりとした方針を打ち立てて、現在まで指導を行なってきたというものが実情でございます。

○安井委員 今回の措置をも入れまして二七〇の一応なるわけでございまして、そのような指導の結果を確認されておられますか。

○藤井(員)政府委員 まだ年度が全部終つておりませんこともございまして、私の方に今報告が参つておりますが、これは三十二道府県でございまして、これによりまして、各県によりまして繰り入れ率については一律ではございませぬ。ある程度いろいろ事情がございまして、繰り入れ率については差異がございしますが、その点はある程度はやむを得ないと思ひます。しかしながら、一番繰り入れ率が高いところは、北海道あたりは四四〇の繰り入れをいたしております。秋田が三六〇、栃木が三五〇、福岡が三三〇、こういふところが高いところではございまして、こちらの方針通り二七〇の繰り入れをやっておりますのが山形、茨城、群馬、山梨、長野、鳥取、長崎、それに近い二六〇の繰り入れをやつておられるところが新潟と宮崎というところでございまして、一番低いところは、これはいろいろ事情があつたと思ひますが、福井につきましては一割の繰り入れしかやつておりません。その他大体二割以上の繰り入れをやつておられます、平均をいましては、報告のありましたものについて平均でございまして、二割四分の繰り入れ率ということが現在われわれ聴取いたしております実情でございます。

○安井委員 つまりこの限度といひますか、二七〇に満たないところに対する問題、あるいはまた二七〇以上の数において残されております人たちにたいしての考え方、これをお聞かせをいたしたいと思ひます。

それからお、地方自治体は別に政府の指示に従わなければ定数を増して悪いということじゃ決してないわけであらう、幾らでもできるだけ繰り入れを多くしていくというところは、これは差しかえないと思ひます。進めてよいことではないかと思ひます。そして政府が一応指示をいたします場合には、地方におきましては財政的な見地等もあつて、政府としてはそれは最低線だといふ指示はしなくても、とる方では最高限度といふふうな考え方になりがちだと思ひます。ですから、今日までの措置から残された人に対して積極的に自治側で配慮しなければいけないだろと思ひますが、どうでしょう。

○藤井(員)政府委員 方針としては安井委員のおっしゃる通りでございまして、私たちができるだけすみやかに定数外職員の繰り入れ措置を了するよう指導したいと思ひます。先刻も申し上げましたように、すでにその点は、いち早く三十二年の八月に方針を決定いたしました。一年のうちに繰り入れをできるだけやるといふことで指導をして参つております。ある程度その効果が上つておるとは思ひますが、なお財政の状況その他のいろいろな関係から繰り入れを了しておらない向きもまだ残つておるのであります。それらの点につきましては、今後もお積極的に

な指導を行ひまして、定数内繰り入れの措置が完了いたしますように努力をいたしたいと思つております。

○安井委員 なお、切りかえのときには、臨時の時期における現給というものは非常に低いんじゃないかと思ふ。ですから切りかえされる場合には、それすから引上げて、今日までの、ただ働きではありませぬけれども、日陰に置かれましての苦勞の多い働きに報いてやる。そういうふうな御指導もお望しをいたしたいと思ひます。

それからおこの点もちよつと伺ひまして終りたいと思ひますが、新市町村の職員の給与の改善の問題につきまして、いつかお尋ねをいたした際にお話がございしましたが、その進行の状況等につきまして承わりたいと思ひます。

○藤井(員)政府委員 現在統計局を中心に説意集計の作業を進めております。何分にも対象人員が多いことでもございまして、なかなか手間がかかつておるのであります。大体六月ごろには結論が出るのではないかと、いふうちに考へておりました。結論が出ました時に考へましては、来年度の財政の關係等ともならみ合せまして、適正なる指導の方途を確立して参りたい、かように考へておる次第でございまして、

て、調査の結果がまだ出ておりませんものから、これを特に配慮いたすことはいたしてございせん。

○安井委員 三十二年度といふことで、いふ時期的なずれがある。むしろ現在の実際の姿よりも低水準に置かれておるといふくらいはありませぬか。

○藤井(員)政府委員 その点はございせん。むしろ計画に入つておられますのは理論給与でございまして、問題としては、町村あたりで、その財政計画に乗つております理論給与といふものより低いものが非常に多いわけでありまして、われわれといたしましては、一時には参りませぬけれども、少くとも財政計画において予定してございまして、これにまではできるだけ上げるように努力いたすようにということで行政指導をやつておる次第でございまして、

○安井委員 新市町村の中には、不均衡という問題と同時に、今お話しになりました本質的な低賃という問題があるわけだ、たとへばこの間来た人にもちよつと話を聞いてみましても、高等学校の卒業で役場に入つて七年になるけれども、七千四百円だ、ことしからよりやく八千円になつた。これでは嫁さんももらえない。こういふふうに考へておりましたし、あるいは大学を卒業してから四年だといふ人でありまして、一万一千円ぐらい。もう一人の人は子供が高等学校へ行くくらいな年令でありますが一萬三千元。これではやはりどうもならないといふことであらうと思ひます。昇給や昇格の制度も十分に確立してない面がたかさんあるようにありますし、特に市町村の場合におきましては、政府の財政措置、行政指導の明確なものが出ない限

り、単に市町村側の積極的な態度に待つていたのでは改善は期待できないのじゃないか、こういふようなことが考へられるわけでありまして、地方財政計画よりもさらに下回るような給与の水準であるといふことにおいては、これは論外でありますけれども、ほんとうの下積みになつて苦勞をしております人たちに對する十分な報いができるように考へて、それこそ単に言葉だけじゃなしに、積極的にお進めをいたしたいと思ひます。

○鈴木委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十九分散会

昭和三十四年三月十日印刷

昭和三十四年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局